

周南市監査委員 久行 竜 二  
周南市監査委員 島津 幸 男

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和7年4月25日に議長及び市長等に提出し、令和7年6月2日に議会報告されています。）

### 1 監査の対象

ボートレース事業局

ボートレース管理課、ボートレース事業課

### 2 監査の範囲

令和6年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和7年2月13日（木）から4月25日（金）まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

#### (1) 共通的事項

ア 決裁、合議、供覧は適正に行われているか。

イ 文書は適正に作成されているか。

#### (2) 支出事務

ア 旅費の計算に誤りはないか。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

### (3) 契約事務

- ア 翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。
- イ 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
- ウ 契約書どおりの履行がなされているか。
- エ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
- オ 契約書は適正に作成されているか。
- カ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

### (4) 財産管理事務

- ア 備品は処分されているが廃棄手続きがされていないものはないか。また、その逆のものはないか。

### (5) 公営企業事務

- ア 勘定科目は適切か。

## 6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項等（合計 51 件）については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

#### ボートレース管理課

##### (1) 契約事務

- ア 業務委託について、必要な許可がない事業者と契約を締結しているものがあつた。
- イ 債務負担行為の設定年度を越えて契約を締結しているものがあつた。

#### ボートレース事業課

##### (1) 契約事務

- ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあつた。
- イ 随意契約について、1 者の見積書徴取とする理由に不備があるものがあつた。